

令和7・8年度（定期受付）

みなべ町建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引き（県外建設業者用）

第1 建設工事競争参加資格審査申請書提出要領

みなべ町が発注する建設工事の競争入札への参加を希望する方は、入札参加資格審査の申請を行い、審査を受ける必要があります。

今回は定期受付となりますので、入札参加資格審査を希望される方、すべてが対象となります。

申請に際しては、申請書の他に添付して頂く書類もありますので、この手引きの「申請書・添付書類一覧」に従ってください。

1 受付期間

- (1) 期 間 令和7年3月1日から令和7年3月31日まで
（持参の場合は土及び日曜日・祝日を除く。）
- (2) 時 間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）

2 受付場所

〒645-0002
和歌山県日高郡みなべ町芝742番地
みなべ町役場 総務課 検査係
電話番号 0739-72-2015（代）

3 参加資格有効期間

令和7年度及び令和8年度の2年間とする。

4 入札参加に必要な資格

審査を受けるためには、次の(1)から(5)までの要件すべてを備えていなければなりません。

- (1) 申請する業種について、みなべ町と契約する営業所で建設業法の許可を受けていること。
- (2) 申請時点で有効な経営事項審査を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 申請時点で諸税を滞納している者でないこと。
- (5) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

5 提出方法

持参又は郵送（令和7年3月31日まで（当日消印有効））

（持参の場合は土及び日曜日・祝日を除く。）

出来るだけ郵送による申請にご協力願います。

郵送で提出される方は、受付票返送のため110円切手を貼付した封筒若しくは官製葉書又は85円切手を貼付した葉書を同封してください。

提出書類は、「第2 建設工事競争参加資格審査申請書・添付書類一覧」のとおりとし、提出時にこれらの該当書類を上から番号順に並べ、綴じ紐で綴じてください。（ファイルに綴じる必要はありません。）

申請書は、国土交通省地方整備局の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に準じ、サイズはA4とします。また、和歌山県様式の使用も可とします。

6 注意事項

競争参加資格審査申請書は、『建設工事』『測量・建設コンサルタント等業務』『物品製造等』の3区分がありますので、複数希望される場合は、それぞれの業種ごとの手引きに基づいて申請書を提出してください。提出のあった書類に不備や誤記がある場合は、補正をして頂きます。

なお、添付書類のうち、官公署が発行する証明書類等は、原寸大かつ鮮明な写しであって、発行日は、提出時の直前3ヶ月以内のものであること。

7 提出部数 1部

第2 建設工事競争参加資格審査申請書・添付書類一覧

1. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）＜様式 1-1, 1-2＞
2. 営業所一覧表＜様式 2＞
3. 工事経歴書（直前2年分）
4. 建設業許可書又は建設業許可証明書の写し
5. 総合評定値通知書の写し
6. 技術職員名簿
7. 登記事項証明書（法人の方）【写し可】
8. 委任状＜参考様式＞（任意用紙も可）【写し不可】
（入札・契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合に必要です。）
9. 使用印鑑届＜参考様式＞【写し不可】
10. 印鑑証明書【写し可】
11. 納税証明書【写し可】 * 別表「納税証明書内訳表」を参照してください。
法人：法人税、消費税及び地方消費税
個人：申告所得税、消費税及び地方消費税
*提出は、国税のみです。
12. IS09000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し（該当する方のみ）
13. IS014000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し（該当する方のみ）

提出書類の確認のため、『提出書類チェック表』に基づきチェックし、これらの書類の最初に付けて提出してください。

提出書類の作成にあたって

- 1 申請書の作成にあたっては、国土交通省地方整備局の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に準じていることから、基本的に『国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引（令和7・8年度版）』に基づき作成願います。
『＜様式 - 1＞一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）』中、「貴地方整備局」を「みなべ町」と改め、宛名は「みなべ町長 山本秀平」と記入してください。
『＜様式 - 2＞』中、「申請を希望する部局」とある欄については、空欄で提出してください。
- 2 『工事経歴書』は、経営規模等評価申請書等に添付した様式第二号の二「工事経歴書」（直前2年分）の写しとします。
- 3 対象となる総合評定値通知書は、特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が有効期間開始日の1年7ヶ月前までの間のものとします。
- 4 『技術職員名簿』は、経営規模等評価申請を行った際の申請書の別紙二の写しとします。なお、申請以後に異動等（採用、退職、資格等の変更）があっても、加筆修正は行わないでください。